





#### IV 「商品やサービスに関する消費者問題」について

問12 あなたは、この1年間に、購入した商品や利用したサービスについて、不満を  
持ったり被害を受けるなど、トラブルを経験したことはありませんか。あてはまる  
ものをすべて選んでください。

- |   |               |   |               |   |
|---|---------------|---|---------------|---|
| 1 | ある            | → | 問12-1 ~ 問12-3 | ∧ |
| 2 | 周りに被害に遭った人がいる | → | 問13 (7ページ)    | ∧ |
| 3 | ない            | → | 問13 (7ページ)    | ∧ |
- 問12で「1 ある」とお答えになった方にお聞きます。
- 問12-1 それはどのような内容のことでしたか。あてはまるものをすべて選んでくだ  
さい。
- |    |   |
|----|---|
| 1  | 商品やサービスの内容に関すること<br>(偽物、不良品、質・量・性能・効果などが表示や説明等と違った など)  |
| 2  | 商品やサービスの価格に関すること<br>(「特別価格」や「優待価格」とうたっていたが、そうではなかった など) |
| 3  | 内容や価格以外の契約条件に関すること<br>(不当な条件付きだった、取引条件を一方的に変更された など)    |
| 4  | 解約・返品に関すること<br>(契約を取り消そうとしたら高額なキャンセル料を要求された など)         |
| 5  | 販売方法に関すること<br>(誇大広告、勘違いさせるような説明、契約をせかす、しつこい勧誘 など)       |
| 6  | 事後の対応や苦情への対応に関すること<br>(納得のいく説明がない、苦情に対する誠実な対応がない など)    |
| 7  | 個人情報の取扱いに関すること<br>(自分の情報が他の業者に流れていた など)                 |
| 8  | 食品の安全・表示に関すること<br>(消費期限や賞味期限切れ、産地や原材料の偽装、異物混入 など)       |
| 9  | 商品やサービスの欠陥等による事故に関すること                                  |
| 10 | その他<br>(具体的に：)  |

問12で「1 ある」とお答えになった方にお聞きます。

問12-2 そのトラブルのきっかけとなった商品の販売方法またはサービスの勧誘方法  
は次のうちどれですか。あてはまるものをすべて選んでください。

- |   |   |
|---|---|
| 1 | お店で商品を購入したり、サービスを利用した                     |
| 2 | カタログやテレビ、新聞の折込チラシ、インターネット等での通信販売を利<br>用した |
| 3 | 自宅や職場に業者が訪ねてきて、勧められた                      |
| 4 | 自宅や職場に業者から電話があり、勧められた                     |
| 5 | 知り合いや友達から勧められた                            |
| 6 | 路上で声をかけられ、会場や喫茶店などに連れて行かれ、勧められた           |
| 7 | 電話や郵便でお店や喫茶店に来るように誘われて、勧められた              |
| 8 | 自分で業者を調べて、自宅や職場に来てもらい、勧められた               |
| 9 | その他 (具体的に：)                               |

問12で「1 ある」とお答えになった方にお聞きます。

問12-3 その際にどこに(誰に)相談したり、伝えたりしましたか。あてはまるもの  
をすべて選んでください。

- |    |                            |
|----|----------------------------|
| 1  | 家族、知人、同僚など身近な人             |
| 2  | 消費者ホットライン188               |
| 3  | 市町村消費生活センター・相談窓口           |
| 4  | 県消費生活センター・大島消費生活相談所        |
| 5  | 国民生活センター                   |
| 6  | 商品・サービスの提供元であるメーカーなどのお客様窓口 |
| 7  | 商品・サービスの勧誘や販売を行う販売店や代理店など  |
| 8  | 弁護士や司法書士、消費者団体 (※)         |
| 9  | 警察                         |
| 10 | 民生委員・児童委員など地域の人            |
| 11 | ヘルパー・ケアマネージャー              |
| 12 | その他 (具体的に：)                |
| 13 | 誰にも相談したり、伝えたりしなかった → 問12-4 |

※ 消費者団体とは、「消費者自らが主体的に行動することを目標に、消費者被害の未然防止の  
ための各種情報の提供など、消費生活全般に関する普及啓発活動等を行っている団体」を言  
います。

問12-3で「13 誰にも相談したり、伝えたりしなかった」とお答えになった方にお聞きします。

問12-4 誰にも相談したり、伝えたりしなかったのは、なぜですか。あてはまるものをすべて選んでください。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 相談しても仕方がないと思った</li> <li>2 相談せず自分で解決しようとした</li> <li>3 どこに相談すればよいか分からなかった</li> <li>4 恥ずかしいので、誰にも言えなかった</li> <li>5 相談する適切な相手がいなかった</li> <li>6 気まずい思いをしたり、もめごとになるのが心配だった</li> <li>7 被害が小さいなど、相談するほどのトラブルではないと思った</li> <li>8 自分にも責任があると思った</li> <li>9 忙しく時間がなかった</li> <li>10 被害に遭ったことに当時は気づいていなかった</li> <li>11 被害を思い出さなくなかった</li> <li>12 その他（具体的に： )</li> </ol> |
|---|

## V 「消費者問題に関する情報」について

問13 あなたは、悪質商法の手口や商品リコール（※）などの消費生活に関する情報を主にどこで入手していますか。あてはまるものをすべて選んでください。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 テレビ・ラジオ</li> <li>2 新聞・雑誌（フリーペーパー含む）</li> <li>3 家族・知人</li> <li>4 事業者からのお知らせ</li> <li>5 消費者庁や国民生活センターのホームページなど</li> <li>6 県や市町村の広報誌やホームページ</li> <li>7 県や市町村の消費生活相談窓口</li> <li>8 個人のブログやツイッター、フェイスブックなど</li> <li>9 市町村や自治会・町内会などの防災無線や掲示板、回覧板</li> <li>10 その他（具体的に： )</li> <li>11 入手していない → 問15 ^</li> </ol> |
|--|

※ リコールとは、「製品に欠陥があるとき、生産者が公表して製品を回収・修理すること」を言います。

問14 消費生活に関する情報に対して、どのような不満、問題を感じていますか。あてはまるものをすべて選んでください。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報の入手方法が分からない</li> <li>2 情報量が少ない</li> <li>3 情報の内容が分かりづらい</li> <li>4 情報が遅い</li> <li>5 情報が正確でない</li> <li>6 その他（具体的に： )</li> <li>7 特に不満・問題は感じていない</li> </ol> |
|--|

問15 あなたは、消費者向けの情報提供手段として、どれが有効（利用しやすい）と思いますか。3つ以内で選んでください。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 テレビ・ラジオ</li> <li>2 新聞・雑誌（フリーペーパー含む）</li> <li>3 県や市町村の広報誌</li> <li>4 ホームページやメールマガジンなど</li> <li>5 ブログやツイッター、フェイスブックなど</li> <li>6 消費生活情報誌、パンフレット、チラシ</li> <li>7 市町村や自治会・町内会などの防災無線や掲示板、回覧板</li> <li>8 地域（町内会や老人クラブなど）での消費生活講座</li> <li>9 会社や所属団体の会合、研修など</li> <li>10 その他（具体的に： )</li> </ol> |
|---|

問16 次の消費生活に関する情報のうち、あなたが重要と考えるものはどれですか。  
3つ以内で選んでください。

- 1 消費生活に関する法律や制度
- 2 商品・サービスの安全・表示に関すること（食品を除く）
- 3 食品の安全・表示に関すること
- 4 消費者問題の相談窓口
- 5 消費者問題への行政の取組
- 6 悪質な事業者や手口についての注意喚起
- 7 消費者被害の防止やエシカル消費などに関する消費生活の講座
- 8 消費者被害防止のための啓発活動
- 9 消費者団体の活動
- 10 メーカーや販売店など事業者の活動
- 11 リコール情報
- 12 処分を受けた事業者名
- 13 家計管理やライブランに関すること
- 14 その他（具体的に： )
- 15 特にない

## VI 「消費者教育」について

消費者教育とは、「消費者被害に遭わない消費者、合理的な意思決定ができる消費者にとどまらず、よりよい社会発展のために積極的に参画する「自立した消費者」を育成するための教育及びこれに準ずる様々な啓発活動」を言います。

問17 あなたは、どのような機会に消費者教育を受けましたか。  
あてはまるものをすべて選んでください。

- 1 小中学校、高等学校の授業（家庭科、社会科、公民科等）
- 2 小中学校、高等学校の課外授業・特別授業・見学など
- 3 大学・専門学校などの講義
- 4 大学・専門学校等のオリエンテーションなど
- 5 自治体や地域（町内会や老人クラブなど）等が主催する講演会・講座など
- 6 職場での講習会・勉強会など
- 7 消費者団体、生協等主催の講習会・勉強会など
- 8 その他（具体的に： )
- 9 受けたことがない

問17で選択肢5～8を選ばなかった方にお聞きします。

問17-1 学校以外で消費者教育を受けたことがないのはなぜですか。  
あてはまるものをすべて選んでください。

- 1 忙しくて時間がない
- 2 講座や催しが開催されていることを知らなかった
- 3 講座や催しに参加することは面倒である
- 4 講座や催しのテーマに興味・関心がわかない
- 5 日程・場所が合わない
- 6 他の場所や媒体で情報を得ているから参加する必要がない
- 7 その他（具体的に： )

問18 あなたは、どのような内容の消費者教育であれば参加したいと思いませんか。  
あてはまるものをすべて選んでください。

- 1 安全・安心な商品の選び方や表示の見方（例：素材や添加物表示の見方）
- 2 契約のルールや取引のトラブル防止策（例：クーリング・オフの仕方、悪質商法の手口とその対処法）
- 3 家計の管理や生活設計（例：クレジットの仕組みや多重債務に陥らないための金銭管理）
- 4 エシカル消費
- 5 食品ロス削減
- 6 情報通信の有効活用や安全の確保（例：インターネットやスマートフォンなどの安全な利用法）
- 7 製品事故や取引被害に遭ったときの解決手段（例：相談機関の情報）
- 8 その他（具体的に： )
- 9 特にない（興味がない）

問19 あなたは、どのような機会であれば消費者教育を受けやすいと思いませんか。  
あてはまるものをすべて選んでください。

- 1 自治体や地域（町内会や老人クラブなど）等が主催する講演会・講座など
- 2 職場での講習会・勉強会など
- 3 消費者団体、生協等主催の講習会・勉強会など
- 4 学校・PTAの講演会など
- 5 その他（具体的に： )

#### Ⅶ 「消費者問題に対する行政の取り組み」について

問20 消費生活上のトラブルを防止するため、どの対象に対して重点的に啓発・対策を行うと効果があると思いますか。1つだけ選んでください。

1 小学生	2 中学生
3 高校生	4 大学・専門学校生等
5 新社会人	6 一般成人
7 高齢者	8 障がいのある人
9 その他（具体的に：_____）	

問21 令和4年4月1日から、民法の成年年齢が18歳に引き下げられることを知っていますか。

1 知っている	2 知らない
---------	--------

問22 成年年齢が18歳に引き下げられれば、18歳、19歳は父母の同意なく一人で契約ができ、これまでのように未成年という理由では、契約を取り消すことはできなくなります。現時点で、成年年齢の引下げに伴う消費者教育は十分だと思いますか。

1 十分である
2 どちらかといえば十分である
3 どちらかといえば不十分である
4 不十分である
5 わからない

問23 成年年齢の引下げに伴い、18歳、19歳前後の若年者が消費者被害にあわないためにどのようなことを知っておく必要があると思いますか。あてはまるものすべてを選んでください。

1 悪質商法と対処法
2 スマートフォン・携帯電話、インターネットに関する知識
3 クーリング・オフなど契約の取消の制度に関する知識
4 契約に関する義務や権利
5 分割払いやリボルビング払いなどクレジットカードの仕組み
6 消費者被害に関する相談体制や役割
7 学生ローン、消費者金融の利用に関する知識
8 金融商品・投資に関する知識
9 その他（具体的に：_____）

問24 次の機関や相談窓口を知っていますか。①～④のすべての項目について、それぞれあてはまるもの一つ選び○を記入してください。

	知っている人も知らない人も	知っている人も知らない人も
① 消費者ホットライン 局番なし188番（いやや！） 身近な消費生活相談窓口を案内する電話番号		
② 市町村消費生活センター・相談窓口		
③ 県消費生活センター または 大島消費生活相談所		
④ 独立行政法人 国民生活センター		

問25 次の行政の取り組みについてどの程度満足していますか。①～⑦のすべての項目について、それぞれあてはまるもの一つ選び○を記入してください。

	満足	ある程度満足	やや不満足	不満足	わからない
① 県消費生活センターや市町村の消費生活相談体制の充実					
② 消費者トラブルの実態や対処方法、相談窓口などの情報提供					
③ 商品やサービスの事故やリコール（製品回収）などの情報提供					
④ 消費者教育（啓発講座や学校教育など）の推進					
⑤ 商品やサービスに関する不当表示の監視・指導や悪質事業者の取締り					
⑥ 食品やカノンなどの価格調査の実施					
⑦ 消費者団体や消費者グループの育成や活動支援					

問26 消費者問題への取り組みとして、行政に今後望むことは何ですか。  
あてはまるものをすべて選んでください。

- 1 悪質な事業者への指導・取締りを強化する
- 2 商品やサービスに関する不当表示の監視を強化する
- 3 消費者被害・トラブル・商品リコールなど情報提供を充実する
- 4 身近な場所で相談できる窓口を充実させる
- 5 高齢化や単身世帯化に伴う消費者問題への対応を充実する
- 6 学校における消費者教育を充実する（成年年齢下げ等）
- 7 消費者の声を行政や企業活動に反映させるような制度を設ける
- 8 地域や職場で消費者教育の機会を拡充する
- 9 事業者のコンプライアンス（法令順守）（※1）や消費者志向経営（※2）の取り組みを支援する
- 10 消費者問題の解決に取り組み市民団体等の活動を支援する
- 11 その他（具体的に： ）

※1 事業者のコンプライアンス（法令順守）には、例えば、「食品等」について、法令に基づく正しい表示をするための体制を整えている」等の取り組みも含まれます。

※2 消費者志向経営とは、事業者が、消費者全体の視点に立ち、健全な市場の担い手として消費者の信頼を獲得することともに、持続可能で望ましい社会の構築に向けて、社会的責任を自覚して事業活動を行うことです。

問27 消費者問題に関する取り組みの充実のために、ご意見等がございましたら、自由にお書きください。

～ご回答ありがとうございます～

10月11日（金）までにご投函くださるようお願いいたします。

※ あなたの住所・氏名などは記入する必要はありません。

(事業者用)

## I 「貴社の概要」について (令和元年9月1日現在)

問1 貴社の概要について記入してください。

貴社名	
所属部署	
ご担当者名	
貴社所在地	
電話	
FAX	
従業員数	1 正社員 _____人 2 非正社員 (契約社員・派遣社員等) _____人
主な業種 (該当する番号に「○」だけ ○を入れてください。)	1 農業, 林業      2 漁業 3 鉱業, 採石業      4 建設業 5 製造業      6 電気, ガス, 熱供給, 水道業 7 情報通信業      8 運輸業, 郵便業 9 卸売業, 小売業      10 金融業, 保険業 11 不動産業, 物品賃貸業      12 学習研究, 専門・技術サービス業 13 宿泊業, 飲酒サービス業      14 生活関連サービス業, 娯楽業 15 教育, 学習支援業      16 医療, 福祉 17 複合サービス業 18 その他 (具体的に: _____)
業務内容・ 主要製品等	貴社の業務内容 (主要製品等) を教えてください。

## II 「消費者対応」について

問2 お客様相談室など、消費者の声を直接的または間接的に聴く体制、担当部署がありますか。

- 1 ある → 問2-1, 問2-2 ^  
2 ない → 問2-3 ^

問2で「1 ある」とお答えになった方にお聞きします。

問2-1 対応の体制について、あてはまるものを選んでください。

- 1 相談室を設置し、専任スタッフを配置している  
2 担当部署が決まっていて、従業員が他の業務と兼務で応じている  
3 その他 ( \_\_\_\_\_ )

問2-2 問2-1で○をつけた体制について、具体的に記入してください。

--

問2で「2 ない」とお答えになった方にお聞きします。

問2-3 設置していない、あるいは、仕組みがないのはなぜですか。

- 1 製品, サービス等の提供先が消費者でないため  
2 その他 (具体的に: \_\_\_\_\_ )

問3 コンプライアンス (法令順守) (※) に対する取り組みを行っていますか (企業倫理, 社内規則などの内部ルールの整備, 担当部署の設置, 研修の実施等)。

- 1 実施している      2 実施していない

※ 例えば、「食品等について、法令に基づく正しい表示をするための体制を整えている」等の取り組みも含まれます。

問4 消費者志向経営 (※) を推進していますか (経営トップのコミットメント, 従業員の積極的活動, 消費者への情報提供の充実・双方向の情報交換等)。

- 1 実施している      2 実施していない

※ 消費者志向経営とは、事業者が、消費者全体の視点に立ち、健全な市場の担い手として消費者の信頼を獲得することともに、持続可能で望ましい社会の構築に向けて、社会的責任を自覚して事業活動を行うことです。



問5 食品を取り扱っている事業者の方にお聞きします。  
食品ロス削減に取り組んでいますか。

- 1 取り組んでいる → 問5-1 へ
- 2 取り組んでいない → 問6 へ

問5で「1 取り組んでいる」とお答えになった方にお聞きします。

問5-1 取り組んでいる内容について、あてはまるものすべてを選んでください。

- 1 商慣習の見直しや需要に見合った販売の推進を行っている  
(計画的な製造、納品期限の緩和、予約販売の徹底 など)
- 2 消費者への啓発を行っている  
(食べきり運動の推進 など)
- 3 福祉施設や子ども食堂、フードバンクへ食品を提供している
- 4 その他 (具体的に： )

### Ⅲ 「従業員に対する消費者教育 (啓発)」について

問6 従業員に対する消費者教育 (啓発) を行っていますか。

- 1 はい → 問6-1 ~ 問6-4 へ
- 2 いいえ → 問6-5 (5ページ) へ

問6で「1 はい」とお答えになった方にお聞きします。

問6-1 従業員に対する消費者教育 (啓発) の方法として、あてはまるものすべてを選んでください。

- 1 新入社員研修 (自社)
- 2 自由参加研修 (自己啓発等)
- 3 管理職等特定の職務従事者を対象とした研修
- 4 事業者団体等の実施する研修への参加
- 5 チラシやパンフレットの配布、メール送信
- 6 掲示板や社内広報等への掲載
- 7 その他 (具体的に： )

問6-2 従業員に対する消費者教育 (啓発) 研修を実施する講師について、あてはまるものすべてを選んでください。

- 1 社内担当者
- 2 外部講師 (例：県消費生活センター、金融広報アドバイザー等)
- 3 その他 (具体的に： )

問6-3 従業員に対する消費者教育 (啓発) の内容について、あてはまるものすべてを選んでください。(ただし、業務に直接必要な知識を身に付けるための教育は含まないこととします。)

- 1 安全・安心な商品の選び方や表示の見方 (例：素材や添加物表示の見方)
- 2 契約のルールや取引のトラブル防止策 (例：成年年齢引下げ (※1)、クーリング・オフの仕方、悪質商法の手口とその対処法)
- 3 家計の管理や生活設計 (例：クレジットカードの仕組み、多重債務に陥らないための金銭管理)
- 4 エシカル消費 (※2)
- 5 食品ロス削減
- 6 情報通信の有効活用や安全の確保 (例：インターネットやスマートフォンなどの安全な利用法)
- 7 製品事故や取引被害に遭ったときの解決手段 (例：相談機関の情報)
- 8 その他 (具体的に： )

※1 令和4年4月1日から、民法の成年年齢が18歳に引き下げられます。成年年齢に達すれば、父母の同意なく一人で契約ができ、未成年という理由では契約を取り消せなくなりません。

※2 地域の活性化や雇用なども含む、人や環境に配慮した消費行動を「エシカル消費 (倫理的消費)」と言います。

問6-4 問6-3で○をつけた従業員に対する消費者教育について具体的な内容を教えてください。

問6で「2 いいえ」とお答えになった方にお聞きます。

問6-5 実施していないのはなぜですか。あてはまるものすべて選んでください。

- 1 自己責任で学ぶものである
- 2 自社で教える人材がない
- 3 自社で行う時間的、経済的余裕がない
- 4 研修に使える教材がない
- 5 その他（具体的に： \_\_\_\_\_）
- 6 今後、実施予定がある → 問6-6 △

問6-5で「6 今後、実施予定がある」とお答えになった方にお聞きます。

問6-6 今後、従業員教育として実施したい内容について、あてはまるものすべてを選んでください。（ただし、業務に直接必要な知識を身につけるための教育は含まないこととします。）

- 1 安全・安心な商品の選び方や表示の見方（例：素材や添加物表示の見方）
- 2 契約のルールや取引のトラブル防止策（例：成年年齢の引下げ、クーリング・オフの仕方、悪質商法の手口とその対処法）
- 3 家計の管理や生活設計（例：クレジットカードの仕組み、多重債務に陥らないための金銭管理）
- 4 エシカル消費
- 5 食品ロス削減
- 6 情報通信の有効活用や安全の確保（例：インターネットやスマートフォンなどの安全な利用法）
- 7 製品事故や取引被害に遭ったときの解決手段（例：相談機関の情報）
- 8 その他（具体的に： \_\_\_\_\_）

#### IV 「消費生活等に関する社会貢献活動」について

問7 消費生活等に関する社会貢献活動を実施していますか。

- 1 実施している → 問7-1 △
- 2 今は実施していないが、今後実施したい → 問7-1 △
- 3 実施していない → 問8 △

問7で「1 実施している」「2 今は実施していないが、今後実施したい」とお答えになった方にお聞きます。

問7-1 どのような活動内容ですか。あてはまるものすべて選んでください。

- 1 消費生活等に関するもの（高齢者の見守り活動や環境保全活動 など）  
（具体的に： \_\_\_\_\_）
- 2 その他（清掃活動、文化活動など）  
（具体的に： \_\_\_\_\_）

#### V 「消費者問題に対する行政の取り組み」について

問8 県消費生活センターや県金融広報委員会では、企業や団体等に対して、消費者教育を行う講師を無料で派遣する制度があります。  
このような制度を利用したことがありますか。

- 1 利用したことがある
- 2 利用したことはないが、今後利用したい
- 3 利用したことがなく、今後も利用する予定はない

問9 消費者問題に関する取り組み充実のために、ご意見等がございましたら、ご自由にお書きください。

～ご回答ありがとうございました～

10月11日（金）までにご投函くださるようお願いいたします。

(小学校用)

## I 「児童に対する消費者教育の実施状況等」について

問1 消費者教育に関する授業や取り組みを行っている教科等、学年、時間数を記入してください。また、内容について書ける範囲で記入してください。

教科等	学 年	時 間 数	内 容
1 生活科			
2 家庭科			
3 社会科			
4 総合的な学習 の時間			
5 その他 ( )			
( )			
( )			
( )			
( )			
( )			
( )			

問2 教科書以外に使用した教材はありますか。

1 ある                      2 ない

問3 外部講師による授業を行いましたか。

1 行った → 問4 へ                      2 行わなかった → 問5 へ

問3で「1 行った」とお答えになった方にお聞きします。

問4 授業を行った外部講師の所属を選んでください。あてはまるものすべてを選んでください。

- |           |                           |
|-----------|---------------------------|
| 1 教育委員会   | 2 県や市町村又は消費生活センター等        |
| 3 警察      | 4 金融広報委員会<br>(金融広報アドバイザー) |
| 5 その他 ( ) |                           |

問5 PTAの行事等、教育課程外での、児童への消費者教育の取り組みがあれば書いてください。

## II 「消費者教育用の教材」について

問6 授業等で活用しやすいまたは効果があると思われる教材を選んでください。あてはまるものすべてを選んでください。

- |                         |
|-------------------------|
| 1 DVD等映像の教材             |
| 2 パソコンを活用した教材           |
| 3 スマートフォンを活用した教材        |
| 4 紙媒体(チラシ、ワークシート等)による教材 |
| 5 ボードゲーム等グループで使える教材     |
| 6 ロールプレイングの事例集          |
| 7 その他 ( )               |

問7 紙媒体の場合、最も活用しやすい提供方法を1つだけ選んでください。

- 1 コピーができる見本の配布
- 2 インターネットにより教材をダウンロードする
- 3 教材の必要部数の提供
- 4 その他（ ）

### Ⅲ 「児童に対する消費者教育の課題等」について

問8 消費者教育で取り組むべきテーマを選んでください。あてはまるものをすべて選んでください。

- 1 お金について（お金の大切さ、役割、金銭管理 等）
- 2 契約について（悪質商法やクーリング・オフ制度 等）
- 3 携帯電話・スマートフォン・インターネットに関するトラブルについて
- 4 食品や製品の安全と表示について
- 5 食品ロス削減について
- 6 エシカル消費（※）について
- 7 困った時の相談先について（消費者ホットライン 局番なし188 等）
- 8 その他（ ）

※ 地域の活性化や雇用なども含む、人や環境に配慮した消費行動を「エシカル消費（倫理的消費）」と言います。

問9 消費者教育を推進するにあたって、課題となっていることを選んでください。あてはまるものをすべて選んでください。

- 1 どのような取り組みをすればよいか分からない
- 2 指導者や講師となる人材の情報が得られない
- 3 活用できる教材が少ない
- 4 予算がない
- 5 教員のスキルアップを図る研修会等の機会が少ない
- 6 他の優先課題があり取り組めない
- 7 その他（ ）
- 8 特になし

問10 学校において消費者教育を推進するために必要だと思われることを選んでください。あてはまるものをすべて選んでください。

- 1 実践事例の紹介
- 2 児童向け教材の作成・配布
- 3 教員に対する研修
- 4 外部講師（県消費生活センター、金融広報アドバイザー等）の活用
- 5 消費者被害の最新状況の定期的な提供
- 6 その他（ ）

問11 消費者教育に関する取り組み充実のために、ご意見等がございましたら、ご自由にお書きください。

### Ⅳ 「貴校の概要」について

問12 貴校の概要について回答してください。

学校名						
区分	1 公立	2 私立	3 国立			
学校規模	1 200人以下	2 201～400人				
	3 401～600人	4 601人以上				

～ご回答ありがとうございました～

10月11日（金）までにご投函くださるようお願いいたします。

(中学校用)

## I 「生徒に対する消費者教育の実施状況等」について

問1 消費者教育に関する授業や取り組みを行っている教科等、学年、時間数を記入してください。また、内容について書く範囲で記入してください。

教科等	学 年	時 間 数	内 容
1 家庭科			
2 社会科			
3 総合的な学習 の時間			
4 その他 ( )			
( )			
( )			
( )			
( )			
( )			
( )			

問2 教科書以外に使用した教材はありますか。

1 ある                      2 ない

問3 外部講師による授業を行いましたか。

1 行った → 問4 へ                      2 行わなかった → 問5 へ

問3で「1 行った」とお答えになった方にお聞きます。

問4 授業を行った外部講師の所属を選んでください。あてはまるものをすべて選んでください。

- |           |                           |
|-----------|---------------------------|
| 1 教育委員会   | 2 県や市町村又は消費生活センター等        |
| 3 警察      | 4 金融広報委員会<br>(金融広報アドバイザー) |
| 5 その他 ( ) |                           |

問5 PTAの行事等、教育課程外での、生徒への消費者教育の取り組みがあれば書いてください。

## II 「消費者教育用の教材」について

問6 授業等で活用しやすいまたは効果があると思われる教材を選んでください。あてはまるものをすべて選んでください。

- |                         |
|-------------------------|
| 1 DVD等映像の教材             |
| 2 パソコンを活用した教材           |
| 3 スマートフォンを活用した教材        |
| 4 紙媒体(チラシ、ワークシート等)による教材 |
| 5 ボードゲーム等グループで使える教材     |
| 6 ロールプレイングの事例集          |
| 7 その他 ( )               |

問7 紙媒体の場合、最も活用しやすい提供方法を1つだけ選んでください。

- 1 コピーができる見本の配布
- 2 インターネットにより教材をダウンロードする
- 3 教材の必要部数の提供
- 4 その他（ ）

### Ⅲ 「生徒に対する消費者教育の課題等」について

問8 消費者教育で取り組むべきテーマを選んでください。あてはまるものすべてを選んでください。

- 1 お金について（お金の大切さ、役割、金銭管理 等）
- 2 契約について（成年年齢の引下げ（※1）、悪質商法、クーリング・オフ制度等）
- 3 携帯電話・スマートフォン・インターネットに関するトラブルについて
- 4 食品や製品の安全と表示について
- 5 食品ロス削減について
- 6 エシカル消費（※2）について
- 7 困った時の相談先について（消費者ホットライン 局番なし188 等）
- 8 その他（ ）

※1 令和4年4月1日から、民法の成年年齢が18歳に引き下げられます。成年年齢が18歳に引き下げられれば、18歳、19歳は父母の同意なく一人で契約ができ、これまでのように未成年という理由では、契約を取り消すことはできなくなります。

※2 地域の活性化や雇用なども含む、人や環境に配慮した消費行動を「エシカル消費（倫理的消費）」と言います。

問9 消費者教育を推進するにあたって、課題となっていることを選んでください。

あてはまるものすべてを選んでください。

- 1 どのような取り組みをすればよいか分からない
- 2 指導者や講師となる人材の情報が得られない
- 3 活用できる教材が少ない
- 4 予算がない
- 5 教員のスキルアップを図る研修会等の機会が少ない
- 6 他の優先課題があり取り組めない
- 7 その他（ ）
- 8 特にない

問10 学校において消費者教育を推進するために必要だと思うことを選んでください。あてはまるものすべてを選んでください。

- 1 実践事例の紹介
- 2 生徒向け教材の作成・配布
- 3 教員に対する研修
- 4 外部講師（県消費生活センター、金融広報アドバイザー等）の活用
- 5 消費者被害の最新状況の定期的な提供
- 6 その他（ ）

問11 消費者教育に関する取り組み充実のために、ご意見等がございましたら、ご自由にお書きください。

### Ⅳ 「貴校の概要」について

問12 貴校の概要について回答してください。

学校名						
区分	1 公立	2 私立	3 国立			
共別学	1 共学	2 女子校	3 男子校			
学校規模	1 200人以下	2 201～400人				
	3 401～600人	4 601人以上				

～ご回答ありがとうございます～

10月11日（金）までにご投函くださるようお願いいたします。



## II 「消費者教育用の教材」について

問8 授業等で活用しやすいままには効果があると思われる教材を選んでください。あてはまるものすべてを選んでください。

- 1 DVD等映像の教材
- 2 パソコンを活用した教材
- 3 スマートフォンを活用した教材
- 4 紙媒体（チラシ、ワークシート等）による教材
- 5 ボードゲーム等グループで使える教材
- 6 ロールプレイングの事例集
- 7 その他（ ）

問9 紙媒体の場合、最も活用しやすい提供方法を1つだけ選んでください。

- 1 コピーができる見本の配布
- 2 インターネットにより教材をダウンロードする
- 3 教材の必要部数の提供
- 4 その他（ ）

## III 「生徒に対する消費者教育の課題等」について

問10 消費者教育で取り組むべきテーマを選んでください。あてはまるものすべてを選んでください。

- 1 家計の管理や生活設計（クレジットの仕組み、サラ金やキャッシング依存症などによる多重債務問題）
- 2 投資・保険・預金などの金融商品や融資について（投資詐欺や振り込み詐欺）
- 3 契約とは（成年年齢引下げ、悪質商法、クーリング・オフ制度等）
- 4 携帯電話・スマートフォン・インターネットに関するトラブル
- 5 食品や製品の安全と表示について
- 6 食品ロス削減
- 7 エシカル消費（※）
- 8 困った時の相談先（消費者ホットライン 局番なし188 等）
- 9 その他（ ）

※ 地域の活性化や雇用なども含む、人や環境に配慮した消費行動を「エシカル消費（倫理的消費）」と言います。

問11 消費者教育を推進するにあたって、課題となっていることを選んでください。あてはまるものすべてを選んでください。

- 1 どのような取り組みをすればよいか分からない
- 2 指導者や講師となる人材の情報が得られない
- 3 活用できる教材が少ない
- 4 予算がない
- 5 教員のスキルアップを図る研修会等の機会が少ない
- 6 他の優先課題があり取り組めない
- 7 その他（ ）
- 8 特になし

問12 学校において消費者教育を推進するために必要だと思われることを選んでください。あてはまるものすべてを選んでください。

- 1 実践事例の紹介
- 2 生徒向け教材の作成・配布
- 3 教員に対する研修
- 4 外部講師（県消費生活センター、金融広報アドバイザー等）の活用
- 5 消費者被害の最新状況の定期的な提供
- 6 その他（ ）

問13 消費者教育に関する取り組み充実のために、ご意見等ございましたら、自由にお書きください。

## IV 「貴校の概要」について

問14 貴校の概要について回答してください。

学校名				
区分	1 公立	2 私立	3 国立	
課程	1 全日制	2 定時制	3 通信制	4 専攻科
共別学	1 共学	2 女子校	3 男子校	
学校規模	1 200人以下	2 201～400人		
	3 401～600人	4 601人以上		

～ご回答ありがとうございます～

10月11日（金）までにご投函くださるようお願いいたします。



**I 「児童・生徒に対する消費者教育の実施状況等」について**

問1 消費者教育に関する授業や取り組みを行っている教科等、学年又は科目、時間を記入してください。また、内容について書ける範囲で記入してください。

教科等	学年又は科目	時間	回数	内容	答
1 家庭科					
2 社会科 公民科					
3 その他の教科					
4 教科外 (HR等)	( )				
	( )				
	( )				

問2 教科書以外に使用した教材はありますか。

- 1 ある                      2 ない

問3 外部講師による授業を行いましたか。

- 1 行った → 問4 へ                      2 行わなかった → 問5 へ

問3で「1 行った」とお答えになった方にお聞きします。

問4 授業を行った外部講師の所属を選んでください。あてはまるものをすべて選んでください。

1 教育委員会	2 県や市町村又は消費生活センター等
3 警察	4 金融広報委員会 (金融広報アドバイザー)
5 その他 ( )	

問5 令和4年4月1日から、民法の成年年齢が18歳に引き下げられることを知っていますか。※高等部設置校以外は回答不要

- 1 知っている                      2 知らない

問6 成年年齢が18歳に引き下げられれば、18歳、19歳は父母の同意なく一人で契約ができ、これまでのように未成年という理由では、契約を取り消すことはできなくなります。現時点で成年年齢の引下げに伴う消費者教育は十分だと感じますか。※高等部設置校以外は回答不要

- 1 十分である  
2 どちらかといえば十分である  
3 どちらかといえば不十分である  
4 不十分である  
5 わからない

問7 成年年齢の引下げに伴い、今後、学校において、どのような内容の消費者教育の取り組みが必要だと思いますか。ご自由にお書きください。  
※高等部設置校以外は回答不要

--

## II 「消費者教育用の教材」について

問8 授業等で活用しやすいまたは効果があると思われる教材を選んでください。あてはまるものをすべて選んでください。

1	DVD等映像の教材
2	パソコンを活用した教材
3	スマートフォンを活用した教材
4	紙媒体（チラシ、ワークシート等）による教材
5	ボードゲーム等グループで使える教材
6	ロールプレイングの事例集
7	その他（ ）

問9 紙媒体の場合、最も活用しやすい提供方法を1つだけ選んでください。

1	コピーができる見本の配布
2	インターネットにより教材をダウンロードする
3	教材の必要部数の提供
4	その他（ ）

## III 「児童・生徒に対する消費者教育の課題等」について

問10 消費者教育で取り組むべきテーマを選んでください。あてはまるものをすべて選んでください。

1	家計の管理や生活設計（クレジットの仕組み、サラ金やキャンブル依存症などによる多重債務問題）
2	投資・保険・預金などの金融商品や融資について（投資詐欺や振り込み詐欺）
3	契約とは（成年年齢下げ（※1）、悪質商法、クーリング・オフ制度等）
4	携帯電話・スマートフォン・インターネットに関するトラブル
5	食品や製品の安全と表示について
6	食品ロス削減
7	エシカル消費（※2）
8	困った時の相談先（消費者ホットライン 局番なし188 等）
9	その他（ ）

※1 令和4年4月1日から、民法の成年年齢が18歳に引き下げられます。成年年齢に達すれば、父母の同意なく一人で契約ができ、未成年という理由では契約を取り消せなくなりません。

※2 地域の活性化や雇用なども含む、人や環境に配慮した消費行動を「エシカル消費（倫理的消費）」と言います。

問11 消費者教育を推進するにあたって、課題となっていて、課題となくなっていることを選んでください。あてはまるものをすべて選んでください。

1	どのような取り組みをすればよいか分からない
2	指導者や講師となる人材の情報が得られない
3	活用できる教材が少ない
4	予算がない
5	教員のスキルアップを図る研修会等の機会が少ない
6	他の優先課題があり取り組めない
7	その他（ ）
8	特になし

問12 学校において消費者教育を推進するために必要だと思うことを選んでください。あてはまるものをすべて選んでください。

1	実践事例の紹介
2	児童・生徒向け教材の作成・配布
3	教員に対する研修
4	外部講師（県消費生活センター、金融広報アドバイザー等）の活用
5	消費者被害の最新状況の定期的な提供
6	その他（ ）

問13 消費者教育に関する取り組み充実のために、ご意見がございましたら、ご自由にお書きください。

--

## IV 「貴校の概要」について

問14 貴校の概要について回答してください。

学校名				
学校規模	1 200人以下	2 201～400人	3 401～600人	4 601人以上

～ご回答ありがとうございます～

10月11日（金）までにご投函くださるようお願いいたします。



問9 紙媒体の場合、最も活用しやすい提供方法を1つだけ選んでください。

- 1 コピーができる見本の配布
- 2 インターネットにより教材をダウンロードする
- 3 教材の必要部数の提供
- 4 その他 ( )

### Ⅲ 「学生に対する消費者教育の課題等」について

問10 消費者教育で取り組むべきテーマを選んでください。あてはまるものをすべて選んでください。

- 1 家計の管理や生活設計（クレジットの仕組み、サラ金やギャンブル依存症などによる多重債務問題）
- 2 投資・保険・預金などの金融商品や融資について（投資詐欺や振り込み詐欺）
- 3 契約とは（成年年齢下げ、悪質商法、クーリング・オフ制度等）
- 4 携帯電話・スマートフォン・インターネットに関するトラブル
- 5 食品や製品の安全と表示について
- 6 食品ロス削減
- 7 エシカル消費（※）
- 8 困った時の相談先（消費者ホットライン 局番なし188 等）
- 9 その他 ( )

※ 地域の活性化や雇用なども含む、人や環境に配慮した消費行動を「エシカル消費（倫理的消費）」と言います。

問11 消費者教育を推進するにあたって、課題となっていることを選んでください。あてはまるものをすべて選んでください。

- 1 どのような取り組みをすればよいか分からない
- 2 指導者や講師となる人材の情報が得られない
- 3 活用できる教材が少ない
- 4 予算がない
- 5 教員のスキルアップを図る研修会等の機会が少ない
- 6 他の優先課題があり取り組めない
- 7 その他 ( )
- 8 特になし

問12 学校において消費者教育を推進するために必要だと思うことを選んでください。あてはまるものをすべて選んでください。

- 1 実践事例の紹介
- 2 学生向け教材の作成・配布
- 3 教員に対する研修
- 4 外部講師（県消費生活センター、金融広報アドバイザー等）の活用
- 5 消費者被害の最新状況の定期的な提供
- 6 その他 ( )

問13 消費者教育に関する取り組み充実のために、ご意見等ございましたら、ご自由にお書きください。

### Ⅳ 「貴校の概要」について

問14 貴校の概要について回答してください。

学校名						
区分	1 公立	2 私立	3 国立大学法人			
学校規模	1 200人以下	2 201～400人				
	3 401～600人	4 601人以上				

10月11日（金）までにご投函くださるようお願いいたします。  
～ご回答ありがとうございました～